

# 鋸南町内保育所等における災害発生等対応ガイドライン

## 1. 目的

大雨や台風などにより避難情報が発令された場合、保育所等は児童や職員の生命と安全を守るための早急な判断と対応が必要です。このことから、鋸南町内の保育所等における災害時の対応基準について、ガイドラインとしてまとめることとします。

## 2. 発令時の対応基準

災害発生または災害発生の恐れがある場合において発令される警戒レベルに応じた基準とします。

**別表「鋸南町 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」参照**

### 〈留意事項〉

- ① 運用にあたっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む。）、施設の立地条件や周辺状況等を把握したうえで、対応を判断する。
- ② 臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、施設長の判断により、その子どもを受け入れることができる。
- ③ ②において、土砂災害や水害の被害又は危険が差し迫っている等により受入れができない場合は、代替保育についても検討する。

## 3. 災害時の流れ

- ① 町（総務企画課）が警戒レベル3～5を発令。
- ② 各施設において警戒レベルを確認し、「鋸南町 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」を踏まえ休園または閉園を判断する。（必要に応じて今後の対応を教育委員会と協議する。）
- ③ 保護者及び教育委員会に休園または閉園の旨を伝える。
- ④ 保護者及び教育委員会に必要に応じて情報提供及び対応を連絡（電話・メール等）する。

## 4. 基準と当日の連絡及び確認方法の事前周知

- ① 基準の周知
  - ・本ガイドラインについて、町HPに掲載する。
  - ・保育所等は本基準を踏まえ、園ごとの具体的な対応基準を決定し、保護者への周知を行う。

## ② 当日対応等の周知

- ・ 保育所等は、緊急時の避難所の場所や避難経路、避難後の子どもの引渡方法、当日の連絡方法、社会的要請が強く施設での保育の提供の必要性が高い者のリスト等をあらかじめ作成し、保護者への周知及び職員間の情報共有を行う。

## ③ 避難情報及び気象情報等の発令の確認

- ・ 防災無線、町公式ホームページ、町防災情報メール等。

## 5. 代替保育

医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者の児童に対しては、児童、保護者及び保育従事者の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、事前に町と協議の上、別途措置することとする。

## 6. 再開の基準及び対応

避難情報の解除後または災害の発生後に、次の事項等を確認しながら安全に配慮し、安全に保育が可能と判断された場合は保育を再開する。

- ・ 施設の安全の確保
- ・ 施設周辺の安全の確保
- ・ ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通等）
- ・ 給食の提供（一時的に弁当持参等の対応を検討）
- ・ 職員体制の確保